

特別給付金 収入制限限度額表(公的年金受給者)

(給与収入＋事業収入＋養育費＋不動産収入＋年金収入)

※青色の部分は、該当する方のみ加算してください

(円単位)

扶養親族等の数	受給資格者本人	扶養義務者 配偶者(障害など) 孤児等の養育者
0	3,114,000	3,725,000
1	3,650,000	4,200,000
2	4,125,000	4,675,000
3	4,600,000	5,150,000
4	5,075,000	5,625,000
5	5,550,000	6,100,000

申請者本人または、扶養義務者(令和4年3月中申請者と同じ住所で生活しており、血縁関係のある人)の令和2年中の収入が上表の範囲内であれば給付金の申請が可能です。

※上記の収入には、養育費、給与収入、事業収入、不動産収入、老齢年金、遺族年金や障害年金を含みます